

# 令和4年度 那覇市人材育成支援センターまーいまーい Naha

## 人材育成講座業務に係る公募型プロポーザル募集要領

令和4年度 那覇市人材育成支援センターまーいまーい Naha 人材育成講座業務に係る公募型プロポーザルの資格要件、審査等の手続きについては、次のとおりとする。

### 1 業務概要

(1) 件名

令和4年度 那覇市人材育成支援センターまーいまーい Naha 人材育成講座業務

(2) 業務の目的

本事業は、沖縄振興に資する人材、特に沖縄県及び本市のリーディング産業である観光関連産業に資する人材や、本市を訪れる外国人観光客等に対し「おもてなし」の出来る人材を育成することを目的とする。

(3) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和5年3月15日まで

### 2 見積上限額

2,840,354円（消費税及び地方消費税含む。）

### 3 プロポーザル方式の型式

本件は、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を決定するものとする。

### 4 参加資格要件

プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 沖縄県内に本店又は支店、営業所を有していること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更正法(平成14年法律第154号)に基づき、更正手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (5) 那覇市の指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 租税を完納していること。ただし、新型コロナウイルス感染症等の影響に伴い租税の猶予措置を受けた者についての参加は認めることとする。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと。那覇市が警察署等

に照会することについて承諾できること。

- (8) 経営内容や実績等から本事業の履行に支障なく、業務を遂行するに相応しい技量を備えていること。
- (9) 過去 3 年間に於いて、本事業と類似の契約実績又は自主事業等実施の実績があること。  
(※オンライン講座の実績は問わない。)

## 5 他事業者との協力・連携について

本件は、他の事業者と協力・連携し業務を行うことができる。ただし、当該事業者は、「4 参加資格要件」の(2)から(8)までの要件を満たすものとし、本事業の提案者となること及び他の提案者の協力・連携を行う事業者となることは認められない。

## 6 事業説明会

- (1) 日時 令和 4 年 7 月 13 日 (水曜日) 午後 2 時～
- (2) 実施方法 ZOOM によるオンラインで開催。事業説明会に参加を希望する事業者は、事前にアプリケーションをインストールし、使用する機器の準備を各自で行うこと。  
なお、事業説明会を実施する際の Zoom への招待は本市 (事務局) が行う。
- (3) 留意事項
  - ① 事業説明会に参加を希望する事業者は、開催日前日の正午までに本要領「20 問い合わせ先」に記載する連絡先へ電子メール又は FAX で連絡すること。
  - ② 事業説明会に参加しなくても、プロポーザルへの参加は可能。

## 7 優先交渉権者等決定までの流れ

- (1) 参加希望者は、指定期日までに本市に参加申込みをし、市から参加資格を有すると認められた場合にプロポーザルに参加できるものとする。
- (2) プロポーザルの参加者は、本市に企画提案書等を提出したのち、優先交渉権者等の選定を受けるものとする。
- (3) 本市は、選定の結果、評価が 1 位となった者を「優先交渉権者」、2 位となった者を「次点者」として選定し、期間を定めて優先交渉権者と契約締結に向けて、企画提案の内容をもとに契約条件等について協議を行うものとする。
- (4) 上記(3)の期間内に本市と優先交渉権者との協議が整わない場合は、本市は次点者と協議を行うものとする。
- (5) 優先交渉権者等の選定に関する日程については、「18 スケジュール」のとおりとする。

## 8 参加表明書等の提出

参加希望者は、参加表明書に係る書類を添えて次のとおり提出しなければならない。  
なお、参加資格要件を満たさない者はこのプロポーザルに参加することができない。

- (1) 提出書類
  - ① 参加表明書 (様式 1)
  - 添付書類

- ア 誓約書（様式 2）
- イ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- ウ 事業者の印鑑登録証明書
- エ 市町村の納税証明書（所在市町村税について滞納が無いことがわかるもの）
- オ 国税の納税証明書（法人、消費税等について滞納が無いことがわかるもの）
- カ 財務諸表 直近 2 年分（貸借対照表、損益計算書）

※イ～オについては、発行後 3 ヶ月以内のものとする。

※那覇市入札参加資格名簿に登録されている場合は、イ・ウは添付不要。

②法人概要書（様式 3）

※資本金、所在地、業務内容、社歴、従業員数等の確認できるパンフレット等の提出可。

※協力連携事業者についても提出。

③業務実績表（様式 4）

④協力・連携予定事業者の届出書（様式 5）

※協力連携事業者がいる場合のみ

(2) 提出部数 1 部

(3) 提出期限・方法

提出期限：令和 4 年 7 月 28 日（木曜日） 午後 5 時必着

提出場所：那覇市人材育成支援センターまーいまーい Naha（那覇市字上間 549 番 1）

提出方法：直接持参または郵送（電子メール又は F A X によるものは受け付けない。）

※郵送は必着。

※直接持参については金曜日及び祝日を除く。

(4) 参加資格審査結果通知

令和 4 年 8 月 3 日（水曜日）までに、参加表明書を提出した事業者あて通知する。

## 9 企画提案書等の提出

参加資格の認定を受けた事業者は、企画提案書を作成し関係書類を添えて次のとおり提出しなければならない。

(1) 提出書類

①企画提案書等提出届（様式 6）

②企画提案書（様式 7）

③見積書及び見積明細書（様式 8-1、様式 8-2）

(2) 提出部数

・正本 1 部

・副本 9 部（※副本はコピー可）

(3) 提出期限・方法及び場所

提出期限：令和 4 年 8 月 10 日（水曜日） 午後 3 時必着

※提出後の書類の差し替えは認めない。

提出場所：那覇市人材育成支援センターまーいまーい Naha（那覇市字上間 549 番 1）

提出方法：直接持参または郵送

※電子メール又は F A X によるものは受け付けない。

※提出期限を過ぎた企画提案書は受け付けない。

※郵送は必着。

※直接持参については金曜日及び祝日を除く。

#### (4) 辞退届出

参加表明後又は企画提案後、辞退する場合は「提案辞退届（様式 9）」を提出すること。

## 10 質疑応答等

参加表明書及び企画提案書の作成について質問がある場合は、次のとおり質疑応答書により提出すること。

受付期間：令和 4 年 7 月 11 日（月曜日）～7 月 19 日（火曜日）正午まで

提出書類：質問書（様式 10）

提出場所：那覇市人材育成支援センターまーいまーい Naha

提出方法：電子メール（e-mail：[E-S-SY0115@city.naha.lg.jp](mailto:E-S-SY0115@city.naha.lg.jp)）

回答方法：令和 4 年 7 月 21 日（木曜日）までに、那覇市ホームページに掲載する。

## 11 プレゼンテーションの実施

提案内容をより理解するため、企画提案書に係るプレゼンテーションを次のとおり行う。

(1) 日 時：令和 4 年 8 月 16 日（火曜日）午後 2 時より順次開始予定

**※ZOOM によるオンラインで実施する。**

(2) 参加者：オンラインによるプレゼンテーションの参加者は、総括責任者を含め最大 3 名までとし、本業務に従事する者が主な説明をする。

(3) 持ち時間：30 分以内（プレゼンテーション 15 分、質疑応答 15 分）、順次、個別で行う。

(4) 使用備品：オンラインによる審査は「ZOOM」を利用する。提案者は、事前にアプリケーションをインストールし、使用する機器の準備を各自で行うこと。なお、オンラインによる審査を実施する際の ZOOM への招待は本市（事務局）が行う。

(5) 説明方法：事前に提出した企画提案書に沿って行うこととし、資料の追加は認めない。

(6) その他

・説明の順番は、企画提案書を受け付けた順とする。

・事前に動作確認を行う場合がある。

## 12 審査項目

審査項目及び配点は次のとおりとする。

審査項目		配点	
講座の企画・運営 業務について	基本コンセプト	10点	
	講座 企画 業務	語学習得関連講座（日常会話レベル）	10点
		語学習得関連講座（初心者レベル・異文化理解 増進）	10点
		交流会（異文化理解増進）	5点
		その他（受講生募集・継続参加手法・ステップアップ等提案・外 国人活用）	25点
	講座 運営 業務	適切な実施スケジュールの設定	5点
		適切な実費負担	5点
その他独自提案		10点	
提案者について	適切な実施体制	5点	
	事業実績	5点	
見積価格及びその 他に関すること	運営事務費の積算	5点	
	見積額の低減化	5点	
合計		100点	

### 13 優先交渉権者の選定

- (1) 各委員が提案者毎に評価点をつけ、その合計点が高い順に順位をつける。候補者の選定は、原則、順位を第1位とした委員の数が最も多い者を優先交渉権者に選定するものとする。
- (2) (1)において、順位を第1位とした委員の数が同数の提案者が2者以上ある場合は、当該提案者の順位を第2位とした委員の数が最も多い者を優先交渉権者に選定するものとする。
- (3) (2)において、順位を第2位とした委員の数が同数の提案者が2者以上ある場合は、当該提案者の順位を第1位とした委員の当該提案者に係る採点の合計点が最も高い者を優先交渉権者とする。
- (4) 参加希望者が1者の場合は、本事業に係る公募型審査委員会の審査及び合意により優先交渉権者とする。
- (5) (1)から(4)にかかわらず、委員全員の合計点の平均が60点に満たない場合は、優先交渉権者の対象から除くものとする。

### 14 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 募集要領、企画提案書等作成要領に定める事項に違反した場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合

- (4) 見積額が見積上限額を超えた場合
- (5) プレゼンテーションに欠席した場合
- (6) 募集要領に定める方法以外で市職員、選定委員等に対して本案件について接触をはかり、接触した事実が認められた場合
- (7) その他公平な競争の妨げになる行為、事実があったと市が判断した場合

## 15 審査結果の通知・公表

- (1) 優先交渉権者を選定したときは、企画提案者全員に対し、次の事項を審査結果通知書により通知するものとする。
  - ① 優先交渉権者及び次点者
  - ② 優先交渉権者にあつては、今後の契約手続き
- (2) 審査結果の公表  
優先交渉権者の選定後、優先交渉権者及び次点者名を本市ホームページにて公表するものとする。

## 16 契約締結に向けての協議

- (1) 審査結果の公表後、速やかに優先交渉権者と契約に向けての協議を開始する。
- (2) 優先交渉権者との合意に至らない場合は、次点者と協議に入るものとする。

## 17 契約に関する基本事項

- (1) 協議の結果、契約内容について合意をした者から見積書を聴取し、随意契約の方法により契約を締結する。
- (2) 那覇市契約規則第 30 条第 9 号の規定に基づき、契約保証金を免除する。
- (3) 本件業務の支払いについては、2 回に分割して支払うことができる。その場合 1 回目の支払いは概算払いとし、2 回目の支払いについては、成果物（仕様書に定める業務完了報告書及び実施報告書等）の検査に合格後、請求できるものとする。

## 18 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりである。

実施内容	実施期間又は期日
公募期間	令和 4 年 7 月 11 日（月曜日）～7 月 28 日（木曜日）
説明会開催日	令和 4 年 7 月 13 日（水曜日）午後 2 時～
質問受付期間	令和 4 年 7 月 11 日（月曜日）～7 月 19 日（火曜日）正午
質問回答日	令和 4 年 7 月 21 日（木曜日）
参加表明書の提出期限	令和 4 年 7 月 28 日（木曜日）午後 5 時

参加資格要件確認結果通知及び企画提案書提出依頼	令和4年8月3日（水曜日）
企画提案書の提出期限	令和4年8月10日（水曜日）午後3時
プレゼンテーション開催	令和4年8月16日（火曜日）午後2時～順次開始
審査結果通知日	令和4年8月24日（水曜日）
契約締結日（予定）	令和4年8月31日（水曜日）予定
業務の履行期間	契約締結から令和5年3月15日（水曜日）まで

## 19 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 参加表明及び企画提案等に要する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (3) 提出された書類は返還せず、本市の所有物とする。
- (4) 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。
- (5) 受託事業者選定に関する審査評価内容及び経過等については非公開とする。
- (6) 本件業務の実施にあたっては、関係法令、条例及び規則等を遵守すること。
- (7) 本件業務の実施にあたり、収集した個人情報等については、適正な管理のもとで取り扱い、本件業務の目的以外に使用しないこと。
- (8) 本件業務の実施にあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。本件業務終了後も同様とする。
- (9) 本要領に定めのない事項については、競争性、公平性を考慮のうえ、適宜、本市が判断するものとする。

## 20 問合せ先

〒902-0073 沖縄県那覇市字上間 549 番 1

那覇市人材育成支援センターまーいまーい Naha（教育委員会 生涯学習課）

電話：098-917-3314 FAX：098-836-3355

e-mail：[E-S-SY0115@city.naha.lg.jp](mailto:E-S-SY0115@city.naha.lg.jp)

担当：田盛善宏・上原堅次郎